

- 2 (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 飯山新井線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字寿字更川785番の3地先から 飯山市大字寿字更川791番の4地先まで	旧	m 7.9 ~ 9.7	km 0.1071
同 上	新	7.9 ~ 11.9	0.1003

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

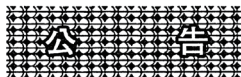
その関係図面は、告示の日から令和6年9月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年8月15日

長野県大町建設事務所長 竹内浩平

- 1 路線名 148号
2 供用を開始する区間
大町市平6088番の1地先から
大町市平8671番の1地先まで
3 供用を開始する期日 令和6年8月15日

道路管理課



公告

県営浅間池地区緊急耐震工事の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和6年8月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営浅間池地区緊急耐震工事変更計画書の写し
2 縦覧の期間
令和6年8月16日から令和6年9月12日まで
3 縦覧の場所
上田市役所

農地整備課